

1 富山市地域福祉計画策定委員会について

(1) 設置目的

富山市地域福祉計画を策定するにあたり、計画策定の円滑な推進を図るために設置され、富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ富山市地域福祉計画(案)を提出するもの。

(2) 所掌事務(富山市地域福祉計画策定員会設置要綱第2条)

- ① 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に対し、富山市地域福祉計画(案)を提出すること。
- ② その他富山市地域福祉計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(3) 委員会委員

富山市地域福祉計画策定委員会設置要綱別表1のとおり

2 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会について

(1) 設置目的

社会福祉法第4条(地域福祉の推進)及び第107条(市町村地域福祉計画)に基づき、富山市地域福祉計画を策定するため、富山市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置するもの。

(2) 設置根拠

社会福祉法第11条第2項、富山市社会福祉審議会運営要領第2条第1項

(3) 所掌事務(富山市社会福祉審議会運営要領別表)

- ① 社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」に関する重要な施策等の適否。
- ② 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定又は変更。

(4) 分科会委員

富山市社会福祉審議会の委員のうち、委員長が指名した委員17名(公募委員2名を含む)

富山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市地域福祉計画を策定するにあたり、計画策定の円滑な推進を図るための「富山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に対し、富山市地域福祉計画（案）を提出すること。
- (2) その他富山市地域福祉計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、原則として別表1に掲げる職にある者を持って組織し、必要により関係者の出席を求めるものとする。

(座長)

第4条 委員会に座長を置き、座長は富山市福祉保健部次長をもって充てる。
2 座長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集し、座長が議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでとする。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の円滑な運営と事業の推進のため、委員会にワーキンググループを設置する。
2 ワーキンググループは、別表1に掲げる課等の長がその所属職員のうちから推薦する者を充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、富山市福祉保健部福祉政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表1 (第3条関係)

所属部局	職 名
福祉保健部	次長 次長(医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当) 福祉政策課長 指導監査課長 障害福祉課長 生活支援課長 長寿福祉課長 介護保険課長 保健所地域健康課長 保健所保健予防課長 保健所生活衛生課長 まちなか総合ケアセンター所長
こども家庭部	次長 こども支援課長 こども福祉課長 こども健康課長 こども保育課長
市民生活部	地域コミュニティ推進課長 行政サービスセンター所長
教育委員会	教育総務課長

《 参考：社会福祉法（抜粋） 》

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。